

農村と相續

——私法學會の調査を基點として——

加藤 正 男

- 一 はし が き
- 二 農村における單獨相續の構造
- 三 農民的分割相續への移行の條件
- 四 あとがき——農民的均分相續への途

—

敗戦後のわが相續法は、周知のとおり、封建的・家父長制的單獨相續ないしは家督相續を廢止して、個人の平等を基礎とする均分相續をその原則とし、これを農家にも適用することとなつた。このいちおう民主的な相續制度は、舊來、絶對忍従や犠牲を強いられてきた農村の未亡人や二・三男の權利を確保してゆく上に、缺くことのできないものである。かかる權利をいわば肉體化するためには、相續法の改正にもまして、農村の社會的・經濟的および政治的諸條件をも變革してゆかねばならない。

ところが、それどころか、「均分相續はわが國の良風美俗に反する」というような單獨相續制度復活論が、かつて新民法やその基調である新憲法の成立以來、しばしば主張せられており、^(一)今また半封建的・獨占資本主義的のアッシズムによる逆コースの諸情勢の中で、新たにクロース・アップされて登場しつつあるように見える。しかし、單獨相續という名の「良風美俗」とは、いつたい何であつたか。その實體が、戸主（またはその後繼者）に對する妻や一・三男の絶對忍従や犠牲にほかならなかつたことについては、あまねく知られているところであるからここでは、そのことを論じるつもりはない。

(一) たとえば、新憲法制定議會において、吉田首相は、保守黨代議士の質問に對し、次のように答えている。「憲法改正案第二十二條「改正憲法第二四條」第二項ニ於キマシテ、……相續……ノ條項ガ規定シテゴザイマスガ、是ハ個人ノ權威ト兩性ノ本質的平等ニ立脚スル旨ヲ制定シテ居ツテ、其ノ目指ス所ハ所謂封建的遺制ト考ヘラルル……モノヲ拂拭スルコトガ主眼デアリマス、隨ツテ……相續ヲ否認ハ致シマセヌ〔?〕、日本ノ家督相續等ハ日本固有ノ一種ノ良風美俗デアリマス〔?〕……今議會ニ於テ各位ノ御議論、委員會等ノ御意見ヲ十分ニ參酌致シマシテ適當ニ改廢ヲ行フ考エデアリマス」と（九〇回帝國議會衆議員議事速記録六號八一頁）。

右のような議論とともに、「均分相續は日本農村の實情にあわない。均分相續をすれば、農地はますます細分化し、農家はつぶれてしまう」というような議論も、かつての民法改正のとき以來、そして今また、單獨相續制度復活論の有力な一つの理論的武器として、となえられているように思われる。そして、たとえば、いまの日本とはまつたく事情の違つかつてフランスにおいて、革命後の一八〇四年に民法典が編纂せられ、均分相續制度がと

られたために、農地の細分化を來したといふようなことまで、たびたび引きあいに出されている。(二) ファッショ的
政治権力は、このような議論をひつこく繰り返かえし、さきには農業資産相續特例法案のような違憲立法を、第一
國會と第五國會との二度にわたつて上提することにより、要するに農業資産については單獨相續人が全財産の約
三分の二を獨占しうるような民法改悪をたくらんだ。(三) この均分相續と農地零細化という議論はいちおうもつとも
らしく聞こえ、農民からも支持されるような危険性を藏しているかに思われる。わたくしたちの調査したところ
によつても、一方で制度としての均分相續の精神には追従ではなく充分に賛成しながら、他方「分けたら家が成
りたない」といふような規範意識を表示する農民が少くない。これは大事なことである。

(一) フランスにおける農地相續については、たとえば加藤一郎氏の著書を見よ。もつとも同書が單獨相續制復活論と無關係
であることは疑われないが、なおフランス革命前後の土地所有問題については、わたくしの原稿・同志社法學五號・一五號
などを見られたい。

(二) 農業資産相續特例法案については、たとえば、『私法』三號の加藤(一)氏のもの、およびそれに掲げる諸文献を見よ。
(三) なお、單獨相續制の復活をめぐるファッショ権力の最近の主な動きは、新聞の報ずるところによれば、次のとおりである。

昭和二六年九月一〇日——吉田首相は、平和條約調印後の國家意識の出發點として、「家」を重視すべき旨をのべた。

二九年六月二七日——小原法相は、長子相續制の廢止が、國民の生活慣習に合わない點を指摘。

七月六日——法制審議會總會開催、政府は民法改正諮問、改正案を次の國會に提出したい旨を表示。最大の焦點は共同
相續制。

一〇月一八日——自由黨憲法調査會の憲法改正試案成る。農地の相續につき家産制度を取りいれる旨を明記。

他方において、均分相續制度支持論者の多くも、

「均分相續」によつても」實際には殆んど細分化は現われていない。大抵のところでは、弟妹たちが相續を放棄して長男に譲つてゐる。それは、分ければ共倒れになるということを知つてゐるからである。……分けたとすれば、それだけでは、誰もが自分の世帯を營んで行けないことも判り切つてゐる。そこで……長兄に委せる。そうすれば長兄の家族だけはどうやら立つて行く。」(中川善之助「農村は今でもこんなである」法律時報二六卷九號九〇八頁。なお川島武宜「新民法と農地の相續——實態調査は何を物語るか」毎日新聞・昭二九・四・一六を見よ。)

というような點に、議論の中心をおいてゐるように見える。この均分相續による農地細分化の事實がないという點は、一々データを示すまでもなく、あきらかなことである。しかし、均分相續制度を守るための論據として、逆に均分相續のおこなわれていないことを云々するのは、實はおかしいと評せざるをえない。そこで、わたくしは、もつと積極的に均分相續制を守ろうという實踐的および理論的立場から、農家相續の實態について何ほどかの考察を試みたいと思ふ。^(一)もつとも、本稿が、いろいろな制約のために、不完全な問題整理に終つてしまつたことは、わたくし自身が、いちばんよく承知してゐるところである。

(一) このような立場から書かれた相續の研究は、今のところ少い。渡邊洋三・明孝一「農村の相續形態(一)」法律時報二六卷九號九三三頁以下は、その数少い例外の一つと思われるすぐれた勞作であつて、不十分なわたくしのこの論文も右の勞作から教えられたところがきわめて多い。

なお、わたくしは、日本私法學會の相續調査に参加してゐる。本稿も、その體驗や資料に負うところがきわめて大きい。ただし、わたくしが、他の調査参加者と理解を異にする點もないではない。たとえば、昭和二六年度

の調査總農家二四一戸のうち、分割相續をしたものはわずか四戸にすぎないというような理解もあるのだが、^(三)わたくしは、たといそうだとしても、農家で分割相續形態の道がまつたく開かれていないものとは考えない。本稿の「私法學會の調査を基點として」という副題は、そのような意味をも含んでいるのである。

(一) 日本私法學會編『農家相續の實態』は、昭和二六年度の農家別調査資料である。本稿の以下で、たとえば、東一一一と
いうふうに引用するものは、同書における農家番號を意味する。なお、『私法』七號中の「農家相續實態調査の中間報告」
を見よ。

(二) たとえば、中川・前掲私法三〇頁。

二

一 まず、農村における單獨相續の構造、特にその實態について、整理しておきたい。よく知られているように農村においては、半封建的・獨占資本主義的ファッシズムのもとで、廣く單獨相續形態がとられている。この單獨相續は、基本的にいえば、「家」に屬する財産（「家産」）の相續、したがつて家の維持ということである。ところで、同じく單獨相續ないしは家の維持といつても、それには少くとも次の二つの意味があるように思われる。^(一)第一の家維持の意味は、農業生産（經營）および消費生活（家計）の維持という意味をもっている。この場合には、農業資産とくに農地が、生産手段および消費經濟の基礎となつている。かような家維持をする農家で、生産および消費生活の維持責任者が單獨相續をすることになる。この單獨相續は、必ずしも家督相續と同義

語ではなく、容易に農民（自作農）的相續形態と一致するものである。家維持の第二の意味は、生産や家計というより、むしろ「家名」とか「家系」とかいうようなものと強く結合して、「天壤とともにきわまりなく」、祖孫一體的・累代的に相續される家の維持である。その中心は、農村共同體の身分階層制における「家柄」（家格）の維持、すなわち農村における社會的・政治的地位の高さの維持であつて、農業資産は、その家柄の經濟的基礎という意味をもつている。このような家においては、家名や祖先祭祀の後繼者が單獨相續をすることになる。この單獨相續は、容易に、家督相續と一致し、また地主的相續形態と相おおうものである。たとえば――

長野縣K町の一例。この家では、各共同相續人たち（六人）は、それぞれ最高學府を出て、都會で就職・結婚し、その生活も地位も安定しており、もはや歸郷の意思はない。彼ら相互の間には、別に經濟的・家族的紐帶はない。しかも、この家の後繼者は、自分では農業生産をやつていない（一町一反の地主）。それにもかかわらず、この家において、被相續人から家の後繼者に全財産が贈與せられ、その上その死後すべての他の共同相續人から積極的に相續放棄の手續がとられていることに（二重の形で財産が集中）、注意しなければならない。このこと理由は、おそらく、村の身分階層制におけるこの家の家柄によるところが大きいものと思われる。すなわち、この家は、昔からの役家で、名主庄屋をつとめ、かつ巨額の財産をつくりあげ、農地改革前ではこの村における最大の地主の一であつた（三町七反）。被相續人は、長らく都會の中學校長をつとめあげ、公民館長などの名譽職をしたという村一番の名望家である。この家で單獨相續がおこなわれたのは、さような家柄を維持するため、という理由があづかつて大きいものと思われる。（私法學會・前掲書・東一一一。ちなみに、この家についての唄孝一氏の記述は詳細で興味深い。）

(一) 渡邊・唄・前掲も、單獨相續Ⅱ家維持を第Ⅰ類（相續の農民的形態）と第Ⅱ類（地主的形態）とに分け、その第Ⅰ類の

家をもつて「現實的家族共同體」であるとなし、第Ⅱ類の「抽象的な家」と對比する。このシエーマに對して、わたくしは、次の二つの疑問をもつている。第一に、新民法による家廢止の歴史的意義はここではしばらく論外として（西村信雄「家族法の民主化とその逆行的傾向（一）」立命館法學一號の二一を見よ）、少くとも家の理論的意義からいふならば、いわゆる第Ⅰ類の「現實的家族共同體」もまた、第Ⅱ類の「抽象的な家」と同じように、戸籍上の法技術的・形式的・觀念的な家であるという意味においては、單に現實的であるのみではなく、抽象的な側面をも同時にもつていないのであるか。兩氏・前掲九四二頁は、第Ⅱ類の「抽象的な家」が具體的に機能することは、これを認めているのであるが。わたくしの第二の疑問は、論者の「現實的家族共同體」が、「家族制度の長所をとり短所を捨てて、家族共同體は護持してゆかなければならない」というような家族制度復活論によつて（例、憲法制定議會における牧野英一氏の質問、九〇回帝國議會議事速記録二四號二六五頁）、利用せられる危険性を少しももつていないであろうかということである。家族制度に何の長所もないことは、論者もおそらく認めているものと信ずる。もつとも、わたくしは、論者が、これらの點についても、後に明確な説明を試みるのではないかと思つてゐる。

ここで、注目すべきことがある。第二の地主的單獨相續形態は、周知のように、かつての明治民法によつて制度上の援護を受けていたのであるが、いまや半封建的地主勢力の再編成によつて、現在なおその支配力を保ちつづけている。第一の農民的相續形態の主體的條件は、農地改革によつて創設せられた中農主義的自作農層である。現在、自作農の一部上層は、單獨相續の地主的形態に接近しつつあるが、下層自作農層は、半封建的・獨占資本主義的ファッシズムにもとづく農業危機の深化と農民收奪の結果、自作農主義を維持することのできない程度まで、没落の一途をたどつてゐる。そして、はじめから農地改革の對象にさえされなかつた多くの貧農層や雇

農層とともに、脱農民化の傾向を示すことによつて、かえつて分割相續への移行を實現しつつあるように思われる。したがつて、單獨相續形態として問題なのは、中農主義的自作農層のそれである。

ちなみに、農家の單獨相續人は、長男である場合が多い。しかし、かならずしも常にそのように「馬鹿でも長男」なのではなく、誰か一人（典型的には「死ぬまで親をみた者」）ということも少くないのである。⁽¹⁾

(一) このような相續形態を、學者は、「最適者相續」(穂積重遠・相續法六五頁)、「一子相續」(中川・註解相續法四二頁)などと呼んでいる。

なお、渡邊・唄・前掲九三七頁はいう、「長男相續の規範性は、兩者「相續の農民的形態と地主的形態」において、その意味も同様でなく……後者においては、……長男は長男であるが故に、家の承繼者たり得るし、またそうでなければならぬ。しかしながら、前者においては、長男であることは、その本質的な要因ではないのではないかと」と。これは、相對的なシェーマとしてのみ肯定されるのではなからうか。東一一一のような事例も見られるのであるから「兩氏・同論文一の二の註(1)、本稿・前出を見よ」、絶對的立言としては、はみ出る例外もまたあるのではないかと考える。

二 次に、單獨相續は、どのような經濟的構造の上に成りたつているのであろうか。いいかえれば、均分相續への移行は、次のような經濟的要因によつて、阻止せられているわけである。

(1) 第一に、單獨相續と農業生産の維持との關聯が問題となる。以下に出てくる土地の狭さや農業生産力の低さが、農村における半封建性・獨占資本およびその收奪というような特殊な生産關係にもとづくものであることは、いうまでもない。

(イ) まず、土地が狭いから均分相續ができないという根強い意識を検討しよう。たといそらだとしても、國

家・府縣・市町村・部落などの権力による廣い規模の土地所有は、農民の土地利用をいちじるしくさまたげている。たとえば、権力の林野所有、すなわちわが國土の六八%を占め、その面積二千五百萬町歩をこえ、農地改革の際にもその解放がサボタージュせられた、林野の権力による所有は、その典型的なものである。この林野のうち、まず國有林は、林野總面積の三二%、約八百萬町歩にもおよんでいる。その蓄積量や美林が多いことはいうまでもない。次に、一七%を占める公有林、特に府縣有林・市町村有林の一部も、國有林と同じような性格をもっている。^(一)このような林野のほか、アメリカ軍の軍事基地や自衛隊の演習地のために、耕作農民の土地がいつそ狭められている。軍事基地のための接收地は、昭和二八年五月三〇日の國會における政府答辯によれば、アメリカ軍の要求一七萬九千町歩（うち日本政府の同意したものの六萬九千町歩）、自衛隊の要求一萬五千町歩で、その要求の合計じつに一九萬四千町歩となつており、ちよろど四國地方の田畑總面積一九萬三千町歩以上の田畑・山林などが荒廢させられていることになるわけである。ここで、わが國の農家の一戸當り土地面積が約六一七反であることだけでも、想起してほしい。^(三)

(一) 昭二三・一・林業統計要覽による。

(二) 農地改革記録委員會・農地改革顛末概要八四五頁以下を見よ。

このような権力による土地獨占のほかに、地主的土地所有の收奪のもとにおいて、農地所有は非常な不均衡を示している。まず田畑の所有についていえば、わずか一一%の農家が二町以上（二〇町歩地主をも含む）の土地をもつているのに、七〇%におよぶ農民はたつた七反以下の土地しかもつていない。^(二)林野所有に至つては、五〇

町歩以上の私有林所有層は、所有總戸數の〇・三％にすぎないが、實に總面積の二二％の面積をもつてゐる。これに反し、一町歩以下の所有者は總戸數の七三％に達するのに、面積では一五％にすぎない。しかも、このほかに、山林をまつたくもたない農民が、農家總數の三〇％—四〇％(内地)、あるいは一〇％—一二％(北海道)にもおよんでいる。^(三)

(一) 前掲・概要・同所を見よ。

(二) 昭二五・一二・一・林野利用狀況調査による。

さらに、注目しなければならぬことは、農地改革にもかかわらず、農地の零細化がますます進行してゐることである。すなわち、帝國主義戦争による農地の破壊、戦後のぼう大な農村人口の増加、さらには農地改革の進行過程における廣汎な土地取上げ等々の諸事情によつて、舊地主層ないし富農層の土地集中に對應し、中貧農層の零細化が進行してゐる。資料の示すところによれば、この零細化は、けつして均分相續にもとづくものではなく、地主の土地取上げや、生活難による耕作放棄ないしは耕地闇賣買にもとづく零細化ということになつてゐるのである。^(二)

(一) 近藤康男・小作料及び土地移動狀況調査、農林省農地局農地課・農地年報・昭和二六年版などを見よ。

(二) 次に、わが國における農業生産力の低さが問題である。なぜなら、右のような土地の狭さだけで、生産が維持できないのではないからである。わが國の専・兼業別構成は、帝國主義戦争下には一路、兼業化の傾向をとつており(戦争末期から昭和二二年までは一轉して專業化傾向)、農業恐慌化の昭和二五年二月以降ではふたたび

兼業化の道をたどっている。すなわち、荒廢する生産力のもとにおいては、農業所得だけでは生計をたてることのできないような零細農家が激増しているのである。^(二)このような生産力の後退性は、日本農村の特殊な生産關係にもとづいている。たとえば、寄生地主制による半封建的水支配や、政府の戦争政策の一環である電源開發事業が、水利の合理化や土地改良をさまたげていることは、その一・二の例にすぎない。それゆえ、わが國の米の被害高は、一年平均、風水害・旱害・冷害および病虫害によつて、全生産高の四分の一以上（二千萬人が一年に食べる米の量）である二千萬石近くにおよんでいる。^(三)このような農業生産力の後退性が、生産の維持を困難にし、單獨相續をもまたやむをえないものとの意識させるのである。

(一) 前掲・概要八五七—八五八頁、前掲・農地年報四五頁などを見よ。

(二) 農林水産年鑑・昭和二六年版による。

(2) 次に、生産および家計の前近代性の問題を整理したい。まず、わが國の農家においては、近代的農業生産におけると異り、所有と經營とがいまだに分離していかないだけでなく、前者は後者にとつて缺くことのできない條件となつている。農地改革も、地主的土地所有を廢止せず、零細經營を變革しなかつた。そこで、經營の基礎にある所有の維持、したがつて單獨相續が護持せられることとなるのである。

さらに、わが國の農家においては、利潤と家計とが分離していない。^(四)近代的農家生産は、經營利潤の増大を圖るのであるが、わが國の農家は、むしろ家族の飯米獲得に重點をおいている。しかも、經營上の損益をそのまま家計に延長し、損失のあるときには家計を節約するが、利益のあるときには家計を擴大して浪費することが多

い。このような農家においては、労働力の價值評價はほとんど不可能であり、家族は「家のための無償労働」に甘んずることとなる。ただ、この家のための無償労働のゆえに、家から「扶養してもらふ。」そして、無償労働犠牲の最たるものが、相續放棄だと意識せられるのである。逆に、「家のためにつくす」とせられる後継者は、生産および家計の責任者として價值評價せられるのであるが、彼もまた、家族を「扶養してやるから」財産を「澤山もらふ」と意識せられることが多い。この意味では、彼の労働もまた無償労働となるのである。^(二)

(一) 杉田揚太郎「農業資産相續特例法案と農業政策の分岐點」法律時報二〇卷二號七六頁をも見よ。

(二) この「扶養するから澤山もらふ」という意識は、逆ではないか。現實には、「澤山とるから扶養しなければならない」ハメに落ちいるのである。いづれにしても、無償労働・自己搾取こそ、——長男のそれにせよ、二・三男のそれにせよ——消えて無くなるべきものだ。

三 次に、單獨相續は、政治權力によつて有力な援護射撃を與えられており、逆に權力を支持する農家は、その股肱となつてゐる。舊民法の家督相續制度が、軍事的天皇制權力の絶大な支えであつたことは、あまねく知られてゐるところであろう。たとえば、「天壤無窮」の永久性をたもち、「八紘一字」の空間にひろがる「一君萬民」の國體は家父長化された天皇に對する「赤子」の絶對忍順とつながつていた（「義は君臣、情は父子」。いま、單獨相續制復活の方向に動いてゐるあらゆるたくらみは、そのような政治體制を強化しようとする企てと密接に結合してゐる。このことは注目せられなければならない。以下においては、單獨相續が、ファッショ的政治權力による農村對策の下で、どのような機能を果すかという問題を、整理したいと思う。

(1) 第一に、地主的單獨相續形態は、政治權力による地主勢力の復活・強化政策と不可分に結合している。

(イ) まず、政治權力による農地改革は、地主・小作制をある程度弱めながらも、半封建的土地所有を再編成した。この土地所有は、農民收奪の基礎となり、土地所有の大きさは、そのまま收奪の強さを示している。最近では零細貧農層の土地喪失に對應し、地主勢力の復活・強化が、土地集中を通じて促進せられつつある。^(二) そして、地主勢力における土地集中は、單獨相續の意識をかりたてることが多い。^(三) 逆にまた、單獨相續が、一定の大きさの土地所有を保障することはいうまでもない。

(一) たとえば、伊藤昇「最近における農地問題の動向——いわゆる『地主勢力の復活強化』を中心として」法律時報二六卷九號九五二頁以下などを見よ。

(二) この點に關聯して、川島武宜・結婚一一六——一一七頁にいうところは、興味深い。いわく、「相續人にゆずりわたされる家長（或は家）の財産が大きい場合には、家長は財産を嫁にただくれてやる、嫁にとられる、というつよい意識をもつのが普通である。「下層階級においては、いうに足るべき財産がないのであるから、嫁に財産をとられるという意識がないのは當然である。むしろ嫁の労働は生活を維持する條件として尊重される」と。なお法律文化四卷三・四合併號中の山中康雄・資本主義と家族制度のⅢを見よ。

(ロ) 次に、土地所有は、ただ農民收奪の基礎であるばかりでなく、農村の身分階層制における家柄を決定する最大のファクターの一つである。^(二) それゆえに、戦前の農村における社會的・政治的上層の地位は、ほとんど大地主層によつて獨占せられてきた。戦後の農地改革によつて、身分階層制における家柄の秩序は、多少弱くなつたというものの、再編成せられつつ進行している。そして、政治權力は、この家柄の秩序、したがつてこれと結び

つく家督相續制度に對して、力強い援護を與えているのである。

(一) 川島「農村の身分階層制」日本資本主義講座八卷四〇五頁以下をも見よ。

(2) 第二に、農民的單獨相續形態は、政治權力の農民收奪にとつて、どのような機能を營んでいであろうか。

(1) まず、單獨相續は、政治權力の農村共同體維持政策と力強く結合している。特に、注意しなければならぬことは、この農村共同體秩序が、農民の「家」對「家」の秩序以外の何ものでもないということである。政治權力は、この農村共同體の諸秩序を農民收奪の一つの大きな武器として、單獨相續の維持を強く支持するのである。

(四) 次に、單獨相續は、政治權力の自作農維持政策と力強く結びついている。いうまでもなく、戦後の農地改革によつて、政治權力は、舊來の寄生地主制を再編成するとともに、戦前よりもある程度まで廣範な自作農を創設し、わずかな農地所有に満足するような零細農民の幻想をつなぎとめ、進歩的勢力の抵抗に先手をうつた。つまり、農地改革によるいわゆる中堅自作農主義は、基本的には、半封建的・ファッシズムの農民收奪を最大限可能にし、しかも農民をファッシヨ的權力の有力な支持者とする條件をつくる以外の何ものでもなかつた。そして、この自作農主義は、單獨相續とつながっている。すなわち、單獨相續は、政治權力による收奪にもとづく諸矛盾を、農業經營内部の諸矛盾に責任轉嫁させることによつて、特に二・三男の犠牲の上に自作農經營を最低限度のレベルで維持させるための相續形態として意識せられるのである。

(一) 渡邊「農地改革は農村を民主化したか」法律時報二五卷五號、わたくしの「農地法批判」同志社法學一六・一七號など

を見よ。

それとともに、注意すべきことは、次のとおりである。いまや、政治権力の農民收奪政策によつて、多くの自作農層（その上層を除く）は、最初から自作農維持政策の対象にすらならなかつた貧農・雇農層とともに、次第に貧農化の傾向をたどりつつある。そこで、長子單獨相續制度により権利を剝奪せられ、停滞的過剰人口となつてゐる二・三男を水爆戦争のための傭兵とする政策。これが、戦後の政治権力の要求となりつつある。戦前の政治権力による富國強兵政策の基礎は、窮乏化した農村の二・三男であり、かの「真空地帯」は、ある程度彼らの就職のチャンスであつた。そして戦前の権力は、農村青年をかりたてて、日本資本主義の行きづまり打解策を海外侵略に求めたのであつた。それと同じような事態が、いま動きはじめてゐる。家長の支配や恩恵に對し二・三男を絶對服従させ、ひいては水爆ファツシヨ権力に國民を盲従せしめようとする政策が、それにほかならない。政治権力が單獨相續を確保しようとする最大のねらいは、實にこの點にあるのだ。

三

一 以上、わたくしは、農村における單獨相續の構造を整理した。しかし、農村においても、その崩壞的側面すなわち新たな權利關係を形成する分割相續なり、均分相續への移行を促進する原動力なりが、認められないわけでは決してない。特に戦後の半封建的地主制の再編成、これと強く結合する日米獨占資本ならびに水爆ファツシズムにもとづく、農業危機の深化および農民收奪は、雇農・貧農層についてはいうまでもなく、自作農層の多

く(一部上層を除く)をも貧農化、脱農民化、プロレタリア化においやることとなつた。このことは、かえつて、地主的單獨相續形態に對應して、自作農から貧農・雇農までを含む多くの農民が、分割相續えの移行を實現してゆく條件をつくり出している。したがつて、ひとしく農家の分割相續の成立または不成立といつても、それには、先に考察した單獨相續におけると同じような地主的形態のほか、多くの自作農その他の農民の分割相續形態が見られるのである。のみならず、この分割相續の成立または不成立には、それが各共同相續人間における對抗關係を媒介する場合と上からの政治政策の介入による場合との、二つがあるように思われる。以下においては、農民的分割相續えの移行を中心として、分割の實態を示すこととしたい。

(一) たとえば、前掲・概要八四五頁以下、前掲・講座五卷五四頁以下、六卷八五頁以下、一〇四頁以下などを見よ。

二 はじめに、農民的分割えの移行が政治政策の介入によつて、促進せられる場合を指摘しよう。

(1) その典型的な力は、相續税の減免である。すなわち、昭和二五年のいわゆるシャウプ勸告にもとづく税制改變の結果、同年一月からは、單獨相續の形態をとらずに、分割相續をすれば、債務控除(相續税法一三條)・配偶者控除(同五條)・未成年者控除(同六條)・基礎控除(同七條)・小額控除(同二二條)などの諸控除の規定が適用せられ、それぞれ課税價格が減少するか、または非課税となることになつた。特に基礎控除額は、現在では五〇萬圓である(昭和二八年改正)。そのために、相續税の對象となるほどの財産をもつてゐる農家では、相續税の免稅點まで財産を分割することが多い。ただし、中には、はつきり相續税回避策の政略だけのために、名義を共同相續人のもものとして實質的には單獨相續の實をあげるような、手のこんだ相續形態もある。これは、地主的形態の中には、特に多

い。このようなものは、均分相續の理想とはあまり關係がない。

(2) 次に、分割相續えの移行を促進する力の中には、それが政治權力の介入にもとづくのか、あるいは共同相續人間の對抗關係を通ずるのか、あきらかでないものがある。その代表的なものは、結婚・養子縁組・分家・獨立などのさいの財産分け、學資の贈與などのような形態における、生前贈與または生前處分である。このような贈與ないしは處分が、わが國の農民の間であまねくおこなわれていることは周知のところであるが、それが、民法九〇三條を意識してなされるものなのか、同法一〇二八條にもとづくものなのか、あるいはその兩條に基礎をおくものなのか、それは一概にはいえない。あるいは、そのような成文法意識にもとづくのではなく、慣習ないしは慣習法に根をもつたものがあるのかも知れないし、各共同相續人相互の間の對抗關係をおしたものもあるであろう。(したがつてこの部分は、正確に言えば二・三とは別に書かなければならないのであるが、行論の便宜上、ここに掲げておいた。)

それはともかくとして、鹿兒島縣K町に、生前贈與をおして、ほとんど完全な分割相續のおこなわれた一例がある。そして、この農家の調査者はいう、「これを實質的にみるとときには、當地方の一般的慣行からみて、決して特異な例とはいえないのではないかと思われる」と。(私法學會・前掲書・南一一八。なお以下では書名を省略して引用。)

ただし、右の生前贈與または生前處分を、近代的權利義務意識にもとづいてするのではなく、贈與してやるとかして、もらうとかいつたふうな、前近代的恩惠的な庇護・扶養意識からこれをなし、あるいは相續放棄の對價としてこれをする農家もある。地主的相續形態の中には、特に多い。このようなものは、均分相續とはあまり關係

がなす。

三 次に均分相続えの移行が、各共同相続人相互の間の對抗関係をとおして促進せられる場合についてふれた
 50

(1) その最も普通の場合は、各共同相続人相互の間に、いわゆる「圓滿」な扶養を期待することのできないような對抗関係がある場合、典型的には不和な関係の場合である。わたくしたちの調査でいちばん問題となつたのは、次の二つの場合である。第一に、共同相続人中のある者が相続開始前に死亡しており、代襲相続人となるべき年少者がいる場合、第二に、相続人間に血縁関係がないか又は稀薄という、いわゆる義理の関係がある場合とが、これである。このような場合には、被相続人の生前または死後、分割の対策がある程度まで講ぜられていることが多い。

(イ) まず第一に、代襲相続人となるべき者のいる場合には、代襲相続人、外観的にはその母——彼女は相続権はもたないが、「よそ者」であり、かつ生活不安におびえ、特に代襲相続人の監護・教育義務をもつている——と、家の後継者との間に對抗関係があつて、代襲相続人の監護・教育のために、その母が分割を受けているというところが少くない。たとえば——

宮城県F市S地区の一例。亡三男の三人の男子が分割を受けている。「代襲相続人が別居し、苦しい生活をして」おり、「三男の妻は、……『他處の者』であるため発言権も少く、分割相続の場合には、二男と利害が對立する状況にあつた」が、彼女が「代理人となつて相続分だけの分割を強硬に主張し、何度も請求した後、相続開始後一年経つてから、漸く當時一二萬圓の

家屋を買ってもらつた。(北一八)

(四) 第二に、共同相続人の間に義理の関係がある場合にも、分割相続がおこなわれることがある。そして、これには、共同相続人の妻と母(被相続人の妻)との関係が「圓滿」でないような場合、共同相続人の中に養子が混つてゐるような場合等々、いろいろな場合があるのだが、わたくしたちの調査で問題となつたものほとんどは、共同相続人が異母関係にあるという場合であつた。この場合には、先妻系の相続人と後妻系のそれとの間に對抗関係があり、後妻系の相続人が分割を受けることが多い。たとえば――

大阪府T村の一例。分割を受けたのは後妻である。彼女は、「わが子〔二子が未成年者〕の行末のことが案じられる」し、「いつどんなことになるか分らんから」、田一反三畝をもらつたという。(西三一)

(ハ) なお第三に、代襲相続人が分割を受ける場合と、相続人が異母関係にある場合とが、混合する事例も見られる。たとえば――

佐賀縣H村の一例。分割を受けたのは、被相続人の先妻系の孫(代襲相続人)と、後妻系の子とである。同居中の、先妻の子である亡二男の妻と、後妻の子である四男との間で権利を争つてゐる。そして四男は、義姉が勝手に良田の名義を自分の長男のものにした、といつて怒つてゐる。(南一八)

ちなみに、ここで一言しておきたいことがある。いわゆる「圓滿」な扶養関係が望ましいことはいうまでもない。ただし、その扶養が自然の愛情や近代的権利義務意識にもとづくのではなしに、家父長的單獨相続制度の上に安住してゐるような農家もある。特に、地主的相続形態の中には、このようなものが多い。それが、均分相続

をさまたげる力になるということは、もちろんである。

(2) 均分相續への移行が、相續人間の對抗関係を媒介して促進せられる第二の原動力は、兼業農家である。前記のべたように、敗戦後の半封建的・獨占資本主義的ファッショムによる農民收奪と農業危機の深化とともに、ふたたび戦前の脱農民化、零細な兼業農家が激増している。雇農や貧農層はいうまでもなく、自作農の多く（一部上層を除く）も、貧農化・兼業化の顛落を示している。このような零細兼業農家においては、分割相續のおこなわれることがきわめて多い。第一種兼業農家（農業を主とする）ではなく、賃労働を中心とする第二種兼業農家においては、特にそうである。このことと同時に、零細兼業化は、均分相續への移行をさまたげる力にもなりうるのだから、零細性からの解放が、大事なことはない。それにもかかわらず、兼業農家の相續形態は、「勞農同盟」が必然的に組織せられることをも、示唆するように思われる。なお、事業形態地主（自作形態地主ではなく）農家では、逆に單獨相續形態のとられることが普通である。

(3) 以上のほか、兄と對抗関係にある弟が、生きてゆくためのぎりぎりの要求として、積極的に分割を請求し、これをかちとつた事例も見られる。たとえば――

長野縣K村の一例。長男が入隊中に、東京へ奉公に出ていた二男が歸農しており、後に長男が復員して家の後繼者となつた場合で、父の生前に、二男が請求して約五反（リンゴ園約二反を含む）の自作地のうちから田八畝とリンゴ園五畝の分割を受けた事例である。（東一一九）

山梨縣N村の一例。二男が要求して分割を受けたものである。すなわち、「親を死ぬまでみた」三男が、約一町の耕作を後繼ぎし、復員後歸村して精米業を営んでいる長男が、土地約三反と設備費用二萬餘圓を贈られ、東京で印刷業を営んでいる二

男が、約一〇萬圓の分割を受けたというケースである（ちなみにこの家の純財産約一七萬圓）。近所の人の話によれば、父の死後も、「二男は「財産を」欲しいといつてかなりごたごたしたらしいが、多少金をもらつてどうにかなつたらしい」という。（東三〇八）

以上やや具體的にのべたように、半封建的・独占資本主義的ファッシズムをもたらす農業恐慌と農民收奪にもかかわらず、農民的相續形態としての分割は、上から與えられたものというより、むしろ生きるためのぎりぎりの要求として、共同相續人相互の間の對抗關係を通じ、下からかちとつたものといふことができる。ここで、人は、本稿が、地主農家における分割相續についてはほとんどふれていないことを、批判するかもしれない。なぜなら、常識からいえば、地主農家では、農業資産の絶對量が大きく、均分があつても當然すぎるものと期待せられるからである。しかし、わたくしたちが實態的に調査した結果からいふと、地主的相續形態においては、分割相續の事例をほとんど見出すことはできない。たといその少數の例外としての分割があるといつても、それはまつたく上から與えられたものにすぎないのであつて、右の農民的分割相續といちじるしい對照を示している。少くとも、資産の少い農家が常に單獨相續形態をとるものとは、いえない。むしろ、自分の勞働力以外に賣るべき何ものをもたないような農民は、地主農家にくらべて、單獨相續形態を容易にたちきることができ、かえつて地主農家が、單獨相續に親しみやすいとすら思われる。農民的分割は、さらに多くの貧農をつくり出すかもしれない。これは、均分相續への移行をさまたげる力ともなるのであるから、この貧しさからの解放への努力がなされなければならぬことは、もちろんである。それと同時に、農民的分割は、單獨相續を阻止してゆくことによ

つて、均分相續形態への移行を促進する最大の原動力となつてゆくであらう。

四

一 以上わたくしは、まず農家における單獨相續形態の現實、その社會的・經濟的および政治的構造の問題を整理し、次にその崩壞的側面としての分割相續に對する移行の條件について調べてきた。最後に、農村では均分相續の方法がないのかどうか、また農民による均分相續の理想への抵抗がないのかどうかということについて、まとめたいと思う。

農業經濟學者もいろいろに、^(二)經營面積を徹定的に小さく分割し、二・三男の權利を徹底的に認めることが、社會化された生産に至らしめる絶對的な前提條件でなければならぬ。均分相續を可能にするためには、産兒制限などの必要もあらう。わたくしは法律學者としても、均分相續の理想を貫徹するための理論的および實踐的努力を怠つてはならない。ところで、農村における均分相續は、政府などが宣傳するように、まったく不可能なであらうか。わたくしは決してそうは思わない。たとい現行の制度と農村の實情とを無條件に前提するとしても、農家における均分相續の方法はいくらも考えることができる。たとえば、被相續人が、遺言または生前處分によつて、遺留分を除く自由分を處分する制度^(民法一〇二八條)を利用してもよい。あるいは、死後相續の原則をいけば顛倒させて、被相續人が、生前に、家の後繼者以外の共同相續人には、結婚・養子縁組・分家・獨立などにさいし、それぞれ實質的な均分相續をさせるのも悪くはないであらう。^(三)

(一) 近藤「土地改革の批判」日本における農業革命の指標二五頁を見よ。

(二) 高梨公之「妻の相続放棄」日本法學一七卷五號三四〇頁を見よ。なお、高梨・同所は、妻の相続権確立の理想に對する當分の妥協案として、次のように提案している。「妻の相続権はラテン法系の用益權主義、ないしは日本法の一期分主義として、妻を扶養する者に對する妻の財産の相続権を認容することはどうであるうか。……この措置は大多數の妻とあつぎとを満足させつつ、まず妻の相続慣行を形成してゆきはしまいか」と。

次に、均分相続の「均分」というのは、農業資産を現物自體で均分することではなく、それらの價值的な（貨幣に換算した上での）均分を意味している（民法九〇六條を見よ）。したがつて、次のような均分相続の方法をとることも考えられる。^(一)第一に、農業資産は、共同相続人中の一人が相続することにし、そのかわりに價值的にもらいすぎになる部分は、ほかの共同相続人に對する債務としておき、年賦・月賦などの形態で償還することにしてもよい。第二に、農業資産は、共同相続人の所有（共有）にしておき、ただ經營は、そのうちの一人が後繼していくこともし。この場合には、他の相続人は農業資産に對する持分権をもつものだから、これに對する配當を經營者からうけることにする。もしも經營者がこの持分権を買いとつていけば、農業資産は終にその單獨所有に歸し、かつ他の共同相続人もその償いをうけることになる。第三に、農業資産を各共同相続人の單獨所有としておくが、經營はそのうちの一人がやるという手もある。この場合には、經營者が他の共同相続人からその所有地を借りて耕作するのでから、小作料を支拂つてゆけばよい。

(一) 中川・新民法の指標と立案經過の點描一四三頁、川島・來楢・磯田・家族法講話二一二頁以下などをも見よ。

右のような均分相續の諸方法には、經營や家計の前近代性を打破し、たとえば所有と經營とを近代化するというようなことが、含まれている。これは、一部の人々のいうような、^(一)ユートピアでは決してない。むしろ、均分相續の理想に達する根本的打解策でないかもしれない。ひるがえつて考へるならば、日本農民は、長い間、「生かすべからず殺すべからず」(東照宮上意)というような封建制度さながらの收奪政策のもとにあえいできた。朝には星を頂いて家を出、夕べには月をふんで歸り、四つんばいの超過労働をしても、なお家族が食えるか食えないかの程度で、それ以上の生活などは思いもよらない。とくに、滿洲事變このかたの侵略戦争、これに引きつづく半封建的地主制および日米獨占資本主義的水爆ファシズムは、農地改革にもかかわらず、農民と農業とを破滅一步手前までおいこんでいる(その一・二のあらわれは農村の軍事基地や水害^(二))。このような内外の破壊的條件から農村をまもり、經營面積の零細化を防いで、經營や家計を合理化し、生産關係の矛盾を克服し、せめて健康で文化的な生活ぐらいを保障するような社會的・經濟的および政治的諸條件。これらの諸條件をつくるという當然きわまる農村問題を解決してゆきさえすれば、農家の均分相續も困難では決してない。そして、この相續形態を理想的に貫くことがまた、日本農村における右のような問題を解決するための、大きな原動力ともなるのである。

(一) 例、高梨・前掲三一―一頁を見よ。

(二) 潮見俊隆「農村の基地——その實體と法律問題」法律時報二六卷九號、わたくしの「災害の法律と政治——南山城の水害」同志社法學二一號などを見よ。

二 いま、再編成せられた半封建的地主制、およびこれと密接に結びつく独占資本主義的ファシズムは、家長的單獨相續制度の復活を、あらゆる方面で宣傳しているように思われる。そして、深化した危機・恐慌と最大限の收奪にもかかわらず、均分相續えの道は力強く前進せられつつある。農村においても、このことは決して例外ではない。地主的單獨相續えの後退と農民的均分相續えの移行。このような相續形態が、複雑な表情を示しながらも、いまや動きは始めている。――

(一) この點については、純農村については、次のような世論調査資料が提供せられている。

(問) 「親を養う場合、長男一人が面倒をみるやり方と、子供全部で面倒をみるやり方と、あなたは、どちらがよいと思いますか。……その他、何か御意見がありますか。」

(答)

1、長男一人	68	13%
2、子供全部	399	80%
3、その他	38	7%
4、不明	1	0%
	506	100%

昭和二八年四月

國立世論調査所

調査対象、東京都區内在住者、満二〇―六〇歳

農民的均分相續への移行は、一部の地主勢力を除き、多くの自作農から貧農・雇農までを含む農民の、次のような要求によつて促進せられている。たとえば、土地の零細化を打破するためには、山林解放要求・軍事基地反對などの土地闘争が展開せられなければならない。また農業生産力を高めるためには、水爆再軍備に使う豫算を農村に廻し、たとえば、堤防や用水施設を増強せねばならない。こういったふうな農民的均分相續への要求は、農民運動の次のような革命的なたかまりとなつて^(二)いる。すなわち、昭和二六年一〇月から二七年にわたる長野縣南佐久郡の全地域的な農民の抵抗を突破口として、全国各地で、しかも山林解放・土地取上げ反對などの土地闘争から、供米補正、減税、肥料要求、災害復舊、凶作對策、そして生産をまもるミチューリン運動、反ファッシヨ闘争にいたる廣い分野にわたつて、農民運動はいまや前進しつつある。また、内灘をはじめとして、淺間・妙義その他で、「金は一年、土地は萬年」とのスローガンのもとに、土地を死守する軍事基地・演習地反對闘争も、各地において急速に進展している。昭和二八年一月の長野縣における「凶作突破、全青年平和大會」を契機として、農村における再軍備反對・平和運動も、一そう發展している。さらにまた、基地闘争や災害對策をきつかけとした貧農・雇農層を主力とする権力のための闘争の前進、自作農主義の偏向にもとづくセクト主義を克服する農民諸階層の革命的統一行動の促進、昭和二七年のメーデーを契機とする勞農同盟の飛躍的發展、昭和二八年（一九五三年）一〇月の世界農林労働者・農民大會への日本代表の参加をいとぐちとした農民運動の國際的連帶の強化。このような農民の闘争は、農村における相續形態と密接に關聯している。農民の力強い抵抗は、貧しさからの解放を進行させるとともに、農民的均分相續への移行を促進してゆくであろう。そしてまた、かような

農家相續の形態は、農民運動をさらに革命的に發展させることによつて、農民階層の分解をうながしてゆくことであらう。

(一) たとえば、前掲・概要九九三頁以下（潮見ほか執筆）、前掲・講座七卷三九二頁以下などを見よ。